

議案第 2 号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

別紙のとおり、機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和4年琴浦町条例第 号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(琴浦町課設置条例の一部改正)

第1条 琴浦町課設置条例(平成16年琴浦町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる課を置く。 (1)～(3) 略 <u>(4) 町民生活課</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u> <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u>	(課の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる課を置く。 (1)～(3) 略  <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u> <u>(10) 略</u>

(琴浦町環境審議会条例の一部改正)

第2条 琴浦町環境審議会条例(平成16年琴浦町条例第137号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>町民生活課</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>企画政策課</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。